

2016(平成28)年8月17日

各 位

会 社 名 株式会社ドンキホーテホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長兼CEO 大原 孝 治
コ ー ド 番 号 7532 東京証券取引所市場第一部
本 社 所 在 地 東京都目黒区青葉台 2-19-10
情 報 開 示 責 任 者 専務取締役兼CFO 高 橋 光 夫
電 話 番 号 03-5725-7588 (直通)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会にて、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行する方針を決議し、2016年9月28日開催予定の当社第36期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実及び企業価値の向上を図ることを目的としております。

(2) 移行の時期

2016年9月28日開催予定の当社第36期定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

①監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に關する規定の新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

②上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、その他所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 (予定) 2016年9月28日 (水)

定款変更の効力発生日 (予定) 2016年9月28日 (水)

以 上

【別紙】定款の一部変更の内容

(変更部分を下線で示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条～第 3 条 (省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(3) <u>監査役会</u> (削除)
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第 5 条～第 19 条 (省略)	第 5 条～第 19 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
(員数)	(員数)
第 20 条 当社の取締役は、10名以内とする。	第 20 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、10 名以内とする。
<u>(新設)</u>	2. <u>当社の監査等委員である取締役は、7名以内とする。</u>
(選任)	(選任)
第 21 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第 21 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 <u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u>
2. (省略)	2. (現行どおり)
3. (省略)	3. (現行どおり)
(任期)	(任期)
第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第 22 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
<u>(新設)</u>	2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>
2. 増員により、または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任する取締役の任期の満了する時までとする。	3. 増員により、または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、他の在任する取締役の任期の満了する時までとする。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第23条 当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもってこれを選定する。</p> <p>第24条、第25条 (省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第27条 (省略)</p> <p>2. 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該事項について議決に加わることができる取締役の全員が当該提案について書面または電磁的記録により同意の意思表示をした時は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べた時はこの限りではない。</u></p>	<p>4. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第23条 当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定する。</p> <p>第24条、第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第27条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該事項について議決に加わることができる取締役の全員が当該提案について書面または電磁的記録により同意の意思表示をした時は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名するものとする。</p> <p>第29条 (省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行上の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (省略)</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u></p> <p>第32条 <u>当会社の監査役は、7名以内とする。</u></p> <p><u>(選任)</u></p> <p>第33条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名するものとする。</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行上の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもってこれを定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(任期)</u> 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u> 第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> 第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u> 第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名するものとする。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u> 第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削除)
<p><u>(報酬)</u> 第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第41条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第33条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第34条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第42条～第47条 (省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p>第35条～第40条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規程により、第36期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

以 上